

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 296

2013 10

CONTENTS

視点・論点	建設産業の海外展開と社内ガバナンス	1
I.	入札契約制度改革の現状と課題 (その2 総合評価方式の導入)	2
II.	ベトナムの建設市場 —現地出張報告—	18
III.	建設関連産業の動向 —鉄筋工事業—	25



一般財団法人 **建設経済研究所**

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル8F

Tel: 03-3433-5011 Fax: 03-3433-5239

URL: [http:// www.rice.or.jp](http://www.rice.or.jp)

建設産業の海外展開と社内ガバナンス

研究理事 小林 浩史

「建設産業の海外展開」といったテーマは、古くて新しいトピックである。この夏に取りまとめられた政府の「日本再興戦略」においても、海外市場の獲得のため、官民が一体となって戦略的に取り組み、将来的に 30 兆円のインフラシステムの受注を目指すという目標が打ち出された。

建設各社の中には、従来から海外市場を有望な展開先として位置づけ、積極的な展開を図ってきた事例が多くみられる。こうした地道な努力の積み重ねにより、各社はそれぞれのマーケットにおいて確固たる地位を確立し、安定的な実績を上げることに成功している。

例えば、北米市場では TBM(シールド工法)に磨きをかけて各州の土木工事を着実に受注している事例や、欧州市場では、施設系の PFI 事業に特化して実績を積み重ねているケースがある。

また、シンガポールでは、浚渫などの港湾工事からスタートして、埋立地の地質や地下構造物の施工についてのノウハウを深め、現在では現地の総合建設業として筆頭的存在に成長した建設会社もある。

これらの成功事例を眺めた時に浮かび上がってくるのは、明確かつ長期的な海外展開ビジョンに基づくリソースの投入である。「国内市場がこの先縮小するから」とか「同業他社も進出しているから」といった理由ではなく、自社の強みを見極めるとともに、それを海外市場で深堀していくことにより差別化を図り、他社の追従を許さぬ存在にしていくことが重要である。

そのためには、海外の第一線に優秀な人材を投入するとともに、本社からさまざまなバックアップや支援を講じていくことが不可欠である。

建設会社の海外部門は多分に「余剰部隊」として位置づけられることがあるが、そうした場

合は人材の運用も場当たりのになりがちである。海外の現場に送り込まれた職員が、「他に代わりにやれる人材がないから」という理由で 10 年、長い時には 20 年近くも現地に留め置かれるような状況にもなりかねない。

そのような会社は、国内マーケットが縮小している局面では、横並び意識で海外市場に出たとしても、国内の景況が好転するやいなや、リソースを引き揚げたり、第一線が「これから本腰を入れて市場開拓すべき」と具申しても「その余裕はない。現有のマンパワーでどうにかせよ」という反応となりがちである。

また、海外の現場で大きな損失が生じた途端「海外はやはりリスクが大きい」と国内回帰に転じてしまうことにもなりかねない。

海外展開に当たって重要なことは、このような中途半端なスタンスから脱却し、長期的かつ明確な市場開拓戦略を立て、それを本社の中核部門が共通認識として共有することである。

そうした面から強調したいのは、建設企業の海外展開における「社内ガバナンス」の重要性である。もちろん、建設企業が誇る要素技術を展開することは重要だ。しかし、それと等しく重要なのは、本社トップをはじめとする社内で一貫した海外展開へのコミットメントではなからうか。海外展開への不退転の姿勢を内外に宣言し、それを自社の基本戦略に明確に位置付ける。そのうえで、海外部門への資金投入、海外人材のキャリアパスを確立する。海外で顕著な実績をあげた人材を、思い切って本社の企画部門などに登用する。

建設産業の外部に目を向けてみれば、製造業、流通業、観光業のいずれも、こうした会社が長い目で見たときに海外で持続的な成長を実現しているのであり、建設産業もその例外ではない。

I. 入札契約制度改革の現状と課題（その2 総合評価方式の導入）

7月号では、入札契約制度改革の現状及び課題の把握に当たって実施した地方公共団体アンケート調査結果のうち、一般競争入札の導入に関連する部分について紹介したが、本号では総合評価方式の導入について、ご紹介することとしたい。

1. 総合評価方式の導入状況

総合評価方式の導入状況について、対象とする工事の下限金額を調査したところ、下限金額についてはそもそも設定していないという団体や下限金額を設定しているものの当該金額以上であれば必ず総合評価方式で行うということではないとする団体が多いが、総合評価方式を実施する一つの目安として定めている金額としては、1000万円から5000万円の間下限金額を設定している団体が多く、土木工事では46団体（53.4%）であり、次に下限金額を1000万円以下に設定している団体が21（24.4%）あった。

図表 総合評価方式の実施基準

<土木工事>

下限額	～1000万円	～5000万円	～1億円	1億円超	金額では設定していない
都道府県	18	18	4	1	0
指定都市	1	7	3	2	3
中核市	2	14	4	0	1
県庁所在市	0	7	0	0	1
全体	21	46	11	3	5

<建築工事>

下限額	～1000万円	～5000万円	～1億円	1億円超	金額では設定していない
都道府県	17	17	5	2	0
指定都市	1	4	5	2	3
中核市	2	14	4	0	1
県庁所在市	1	4	1	0	0
全体	21	39	15	4	4

<その他工事>

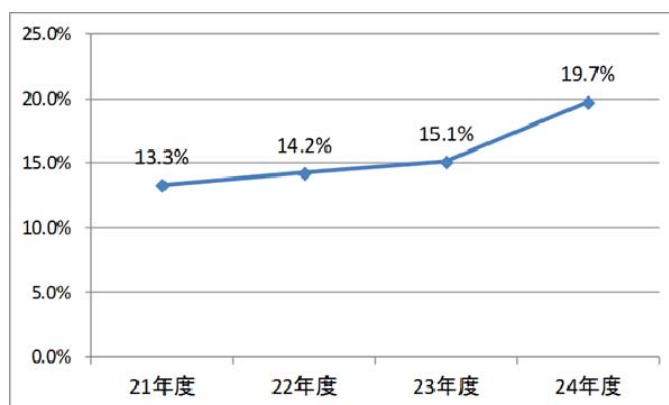
下限額	～1000万円	～5000万円	～1億円	1億円超	金額では設定していない
都道府県	10	15	3	1	0
指定都市	0	10	3	0	0
中核市	9	10	2	2	1
県庁所在市	0	4	0	0	0
全体	19	39	8	3	1

次に実際に総合評価方式のどのタイプがどの程度の工事で活用されているかを調査したところ、経年的に見ると総合評価の実施比率は高まってきており、2012年度（平成24年度）10月末現在で19.7%であり、またタイプ別に見ると、高度技術提案型、標準型は極めてわずかで、多くは特別簡易型となっている。

図表 総合評価方式のタイプ別の状況

<全体>	21年度		22年度		23年度		24年度	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
土木部所管	109,612	100.0%	104,621	100.0%	101,771	100.0%	37,635	100.0%
高度技術提案型	25	0.0%	13	0.0%	6	0.0%	2	0.0%
標準型	538	0.5%	476	0.5%	463	0.5%	189	0.5%
簡易型	4,296	3.9%	3,929	3.8%	3,099	3.0%	1,239	3.3%
特別簡易型	9,462	8.6%	10,129	9.7%	10,630	10.4%	5,538	14.7%
その他	271	0.2%	334	0.3%	1,175	1.2%	455	1.2%
総合評価計	14,592	13.3%	14,881	14.2%	15,373	15.1%	7,423	19.7%

図表 総合評価方式の適用率の推移



図表 総合評価方式のタイプ別・階層別の実施状況

<全体>	21年度		22年度		23年度		24年度		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
土木部所管	109,612	100.0%	104,621	100.0%	101,771	100.0%	37,635	100.0%	353,639	100.0%
高度技術提案型	25	0.0%	13	0.0%	6	0.0%	2	0.0%	46	0.0%
標準型	538	0.5%	476	0.5%	463	0.5%	189	0.5%	1,666	0.5%
簡易型	4,296	3.9%	3,929	3.8%	3,099	3.0%	1,239	3.3%	12,563	3.6%
特別簡易型	9,462	8.6%	10,129	9.7%	10,630	10.4%	5,538	14.7%	35,759	10.1%
その他	271	0.2%	334	0.3%	1,175	1.2%	455	1.2%	2,235	0.6%
総合評価計	14,592	13.3%	14,881	14.2%	15,373	15.1%	7,423	19.7%	52,269	14.8%

< 都道府県 >	21年度		22年度		23年度		24年度		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
土木部所管	83,964	100.0%	78,600	100.0%	77,218	100.0%	26,888	100.0%	266,670	100.0%
高度技術提案型	24	0.0%	13	0.0%	5	0.0%	2	0.0%	44	0.0%
標準型	444	0.5%	413	0.5%	393	0.5%	174	0.6%	1,424	0.5%
簡易型	3,778	4.5%	3,418	4.3%	2,614	3.4%	981	3.6%	10,791	4.0%
特別簡易型	8,701	10.4%	9,051	11.5%	9,481	12.3%	4,684	17.4%	31,917	12.0%
その他	250	0.3%	286	0.4%	1,099	1.4%	395	1.5%	2,030	0.8%
総合評価計	13,197	15.7%	13,181	16.8%	13,592	17.6%	6,236	23.2%	46,206	17.3%

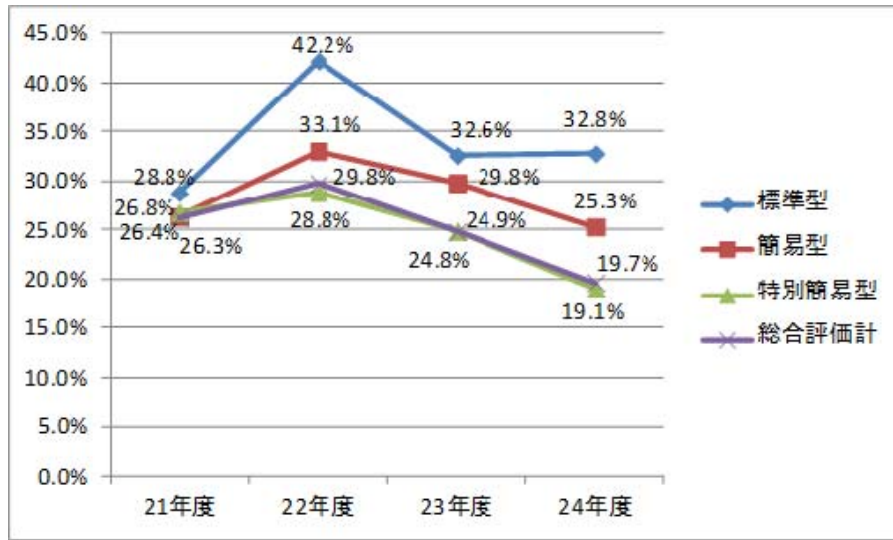
< 指定都市 >	21年度		22年度		23年度		24年度		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
土木部所管	11,649	100.0%	11,300	100.0%	11,004	100.0%	4,940	100.0%	38,893	100.0%
高度技術提案型	1	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	2	0.0%
標準型	91	0.8%	57	0.5%	56	0.5%	11	0.2%	215	0.6%
簡易型	346	3.0%	317	2.8%	305	2.8%	162	3.3%	1,130	2.9%
特別簡易型	486	4.2%	696	6.2%	701	6.4%	483	9.8%	2,366	6.1%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総合評価計	924	7.9%	1,070	9.5%	1,063	9.7%	656	13.3%	3,713	9.5%

< 中核市 >	21年度		22年度		23年度		24年度		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
土木部所管	10,967	100.0%	11,768	100.0%	11,026	100.0%	4,661	100.0%	38,422	100.0%
高度技術提案型	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
標準型	2	0.0%	5	0.0%	12	0.1%	4	0.1%	23	0.1%
簡易型	137	1.2%	158	1.3%	152	1.4%	82	1.8%	529	1.4%
特別簡易型	222	2.0%	278	2.4%	270	2.4%	231	5.0%	1,001	2.6%
その他	6	0.1%	18	0.2%	37	0.3%	21	0.5%	82	0.2%
総合評価計	367	3.3%	459	3.9%	471	4.3%	338	7.3%	1,635	4.3%

< 県庁所在市 >	21年度		22年度		23年度		24年度		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
土木部所管	3,032	100.0%	2,953	100.0%	2,523	100.0%	1,146	100.0%	9,654	100.0%
高度技術提案型	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
標準型	1	0.0%	1	0.0%	2	0.1%	0	0.0%	4	0.0%
簡易型	35	1.2%	36	1.2%	28	1.1%	14	1.2%	113	1.2%
特別簡易型	53	1.7%	104	3.5%	178	7.1%	140	12.2%	475	4.9%
その他	15	0.5%	30	1.0%	39	1.5%	39	3.4%	123	1.3%
総合評価計	104	3.4%	171	5.8%	247	9.8%	193	16.8%	715	7.4%

価格札が 2 番札以降であっても技術評価点等を加味することにより落札者となる、いわゆる逆転落札の状況について調査したところ、公共団体によっては必ずしも件数の統計が残っていないところがあるほか、高度技術提案型やその他のタイプなどサンプル数の少ないものもあり正確な状況の把握は困難であるが、総合評価方式を活用した発注案件のうち約 1/4 の入札で逆転が起きている。またタイプ別では、概ね標準型、簡易型、特別簡易型の順に逆転落札が多く発生している。

図表 タイプ別の逆転落札率の推移



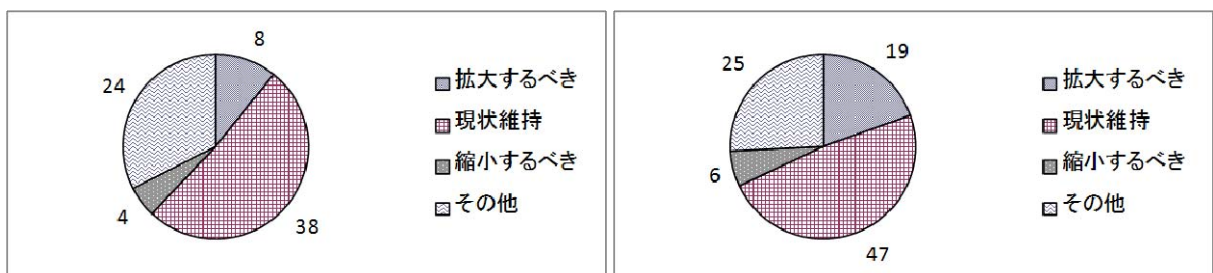
図表 逆転落札の状況

<全体>	逆転落札件数				逆転落札率			
	21年度	22年度	23年度	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度
高度技術提案型	9	7	0	0	36.0%	53.8%	0.0%	0.0%
標準型	155	201	151	62	28.8%	42.2%	32.6%	32.8%
簡易型	1,132	1,299	924	314	26.4%	33.1%	29.8%	25.3%
特別簡易型	2,538	2,922	2,648	1,056	26.8%	28.8%	24.9%	19.1%
その他	3	3	94	30	1.1%	0.9%	8.0%	6.6%
総合評価計	3,837	4,432	3,817	1,462	26.3%	29.8%	24.8%	19.7%

2. 総合評価方式の拡大の考え方

総合評価方式について、今後拡大すべきか、現状維持とすべきか、縮小すべきかを、技術提案型、簡易型に分けて調査したところ、技術提案型については半数強の 38 団体が「現状維持」とし、「拡大するべき」は 8 団体にとどまるのに対して、簡易型については半数弱の 47 団体が「現状維持」としているが、「拡大するべき」は 19 団体となっている。

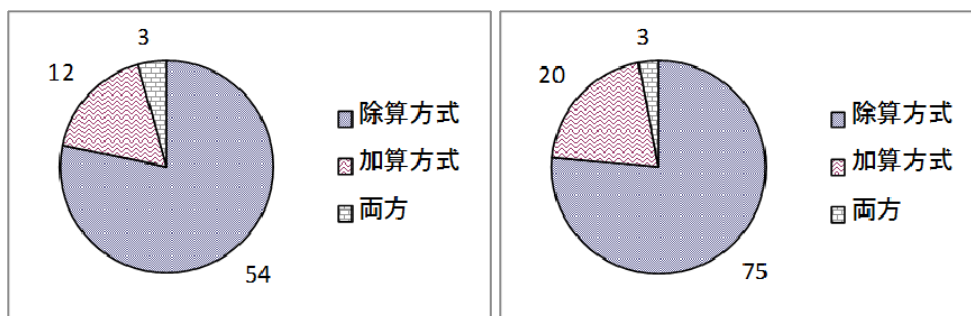
図表 総合評価方式の拡大の考え方（左：技術提案型、右：簡易型）



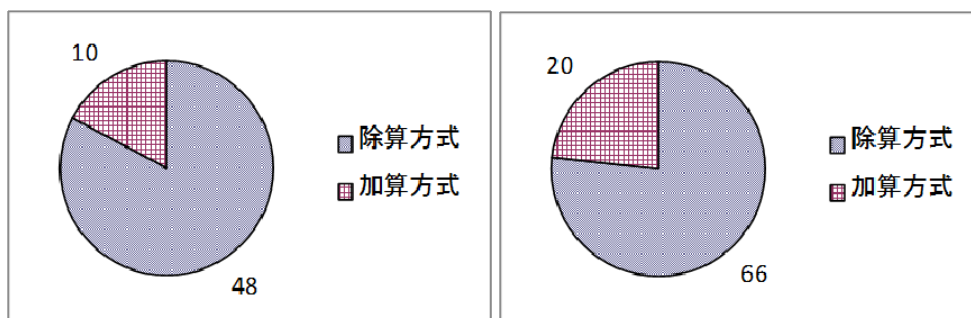
3. 加算方式と除算方式

加算方式と除算方式について、実際に採用している方式の状況、本来望ましいと考える方式について調査したところ、採用している方式については技術提案型で 8 割弱、簡易型で 3/4 強が除算方式を活用している。また望ましいと考える方式についても、回答数が若干少なくなっているが傾向としては同様である。

図表 採用している方式(左:技術提案型、右:簡易型)



図表 望ましいと考える方式(左:技術提案型、右:簡易型)

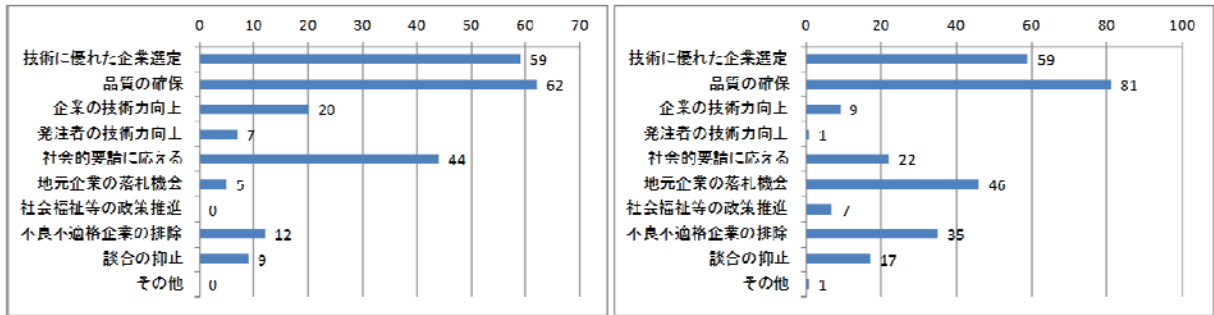


4. 総合評価方式のメリット

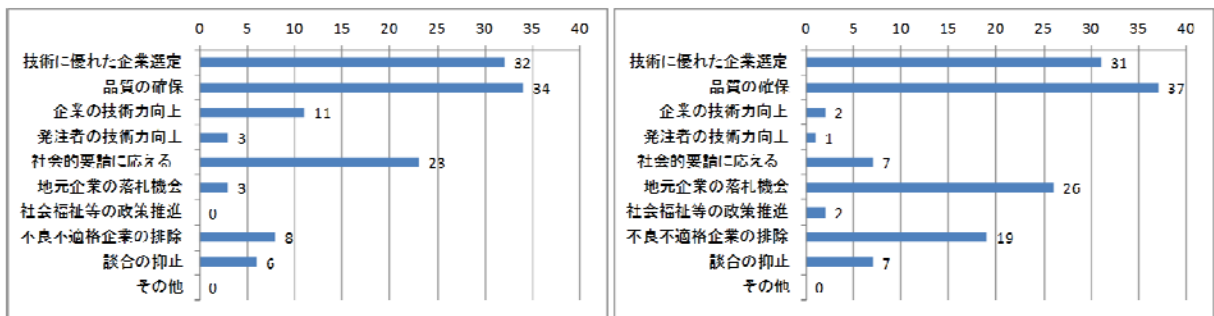
総合評価方式を導入することによるメリットについて、技術提案型と簡易型に分けて調査したところ、技術提案型、簡易型ともに「より工事の品質を確保できる」、「より技術に優れた企業を選定できる」が多数を占めているが、これに加えて技術提案型では「技術提案による企業の技術力を生かし社会的要請に応えることができる」が続いているが、簡易型においては「災害出動など地域に貢献する地元企業の落札機会を確保できる」や「いわゆる不良不適格企業を排除できる」をあげる団体が多くなっている。

図表 総合評価方式のメリット（左：技術提案型、右：簡易型）

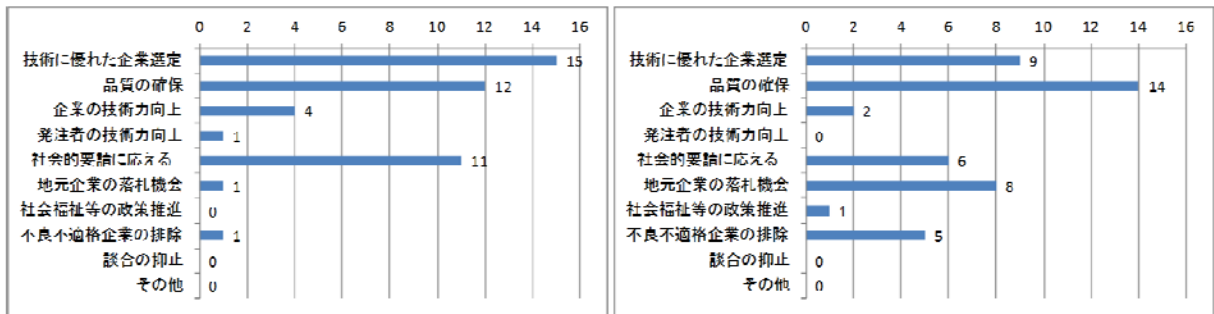
<全体>



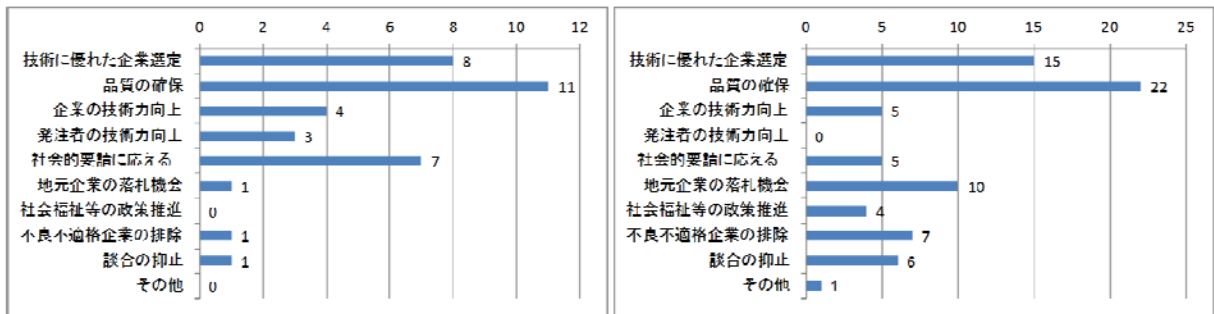
<都道府県>



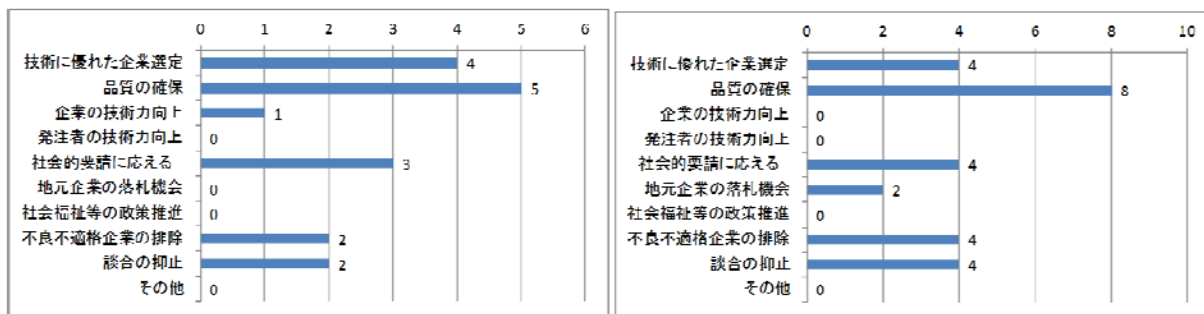
<指定都市>



<中核市>



< 県庁所在市 >



< 技術提案型 >	都道府県	指定都市	中核市	県庁所在市	全体
1 技術に優れた企業を選定	32	15	8	4	59
2 品質確保	34	12	11	5	62
3 企業の技術力向上	11	4	4	1	20
4 発注者の技術力向上	3	1	3	0	7
5 社会的要請	23	11	7	3	44
6 地元企業の落札機会	3	1	1	0	5
7 社会福祉等政策目的の推進に寄与	0	0	0	0	0
8 不良不適格企業の排除	8	1	1	2	12
9 談合抑止	6	0	1	2	9
10 その他	0	0	0	0	0

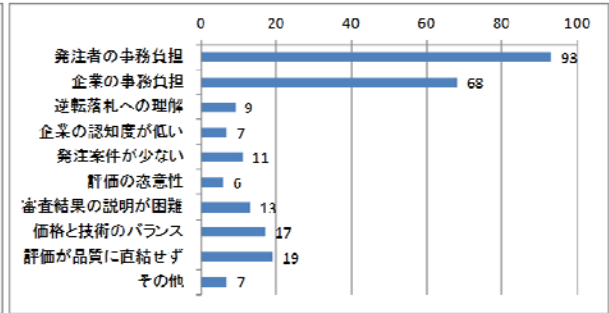
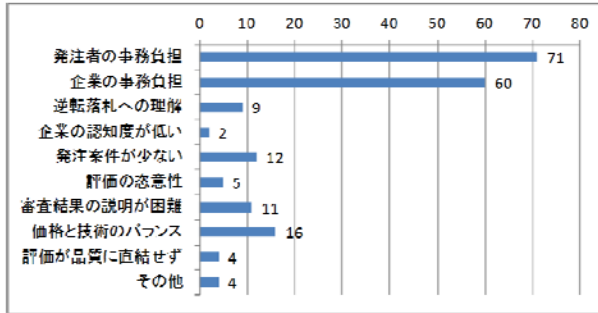
< 簡易型 >	都道府県	指定都市	中核市	県庁所在市	全体
1 技術に優れた企業を選定	31	9	15	4	59
2 品質確保	37	14	22	8	81
3 企業の技術力向上	2	2	5	0	9
4 発注者の技術力向上	1	0	0	0	1
5 社会的要請	7	6	5	4	22
6 地元企業の落札機会	26	8	10	2	46
7 社会福祉等政策目的の推進に寄与	2	1	4	0	7
8 不良不適格企業の排除	19	5	7	4	35
9 談合抑止	7	0	6	4	17
10 その他	0	0	1	0	1

5. 総合評価方式のデメリット・課題

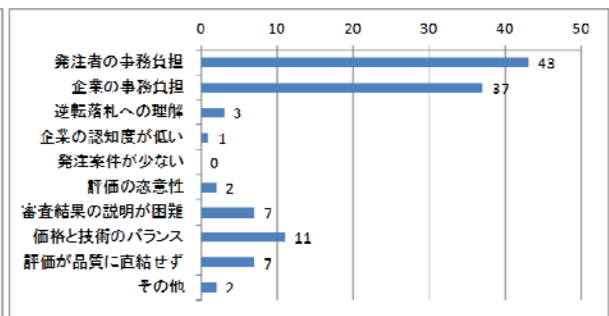
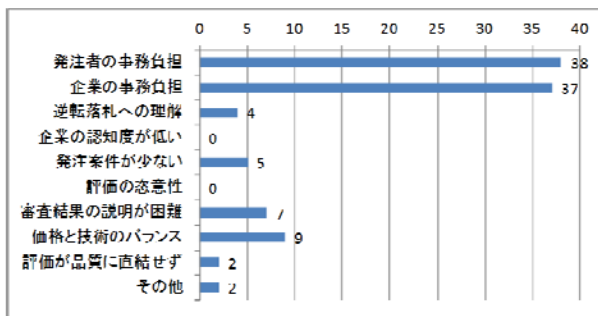
総合評価方式導入によるデメリット、課題について、技術提案型と簡易型に分けて調査したところ、全体を通じて「発注者側の事務負担が過大となる」あるいは「企業側の事務やコスト負担が過大となる」という回答が多数を占めた。

図表 総合評価方式のデメリット・課題（左：技術提案型、右：簡易型）

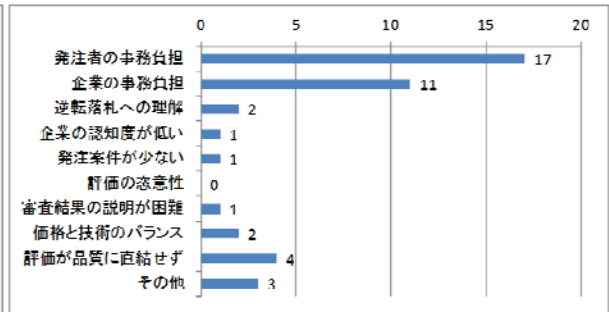
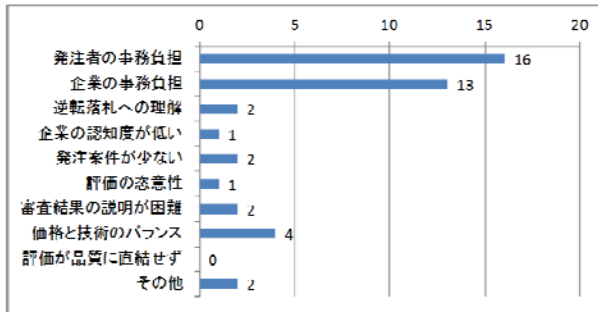
<全体>



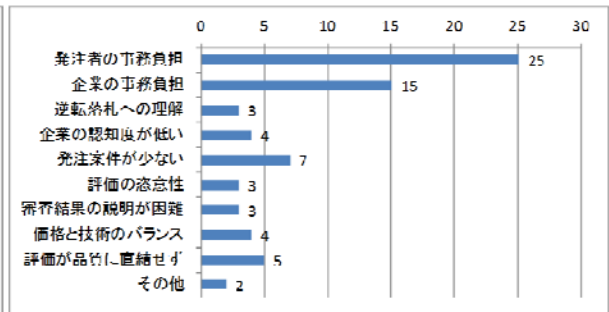
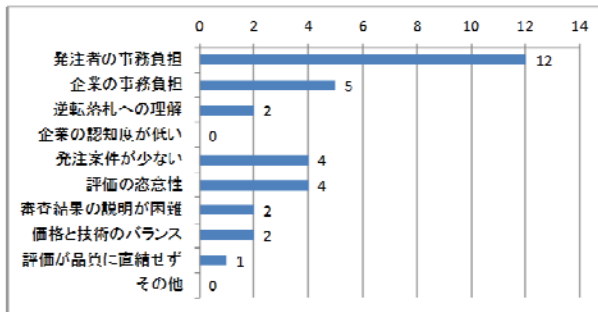
<都道府県>



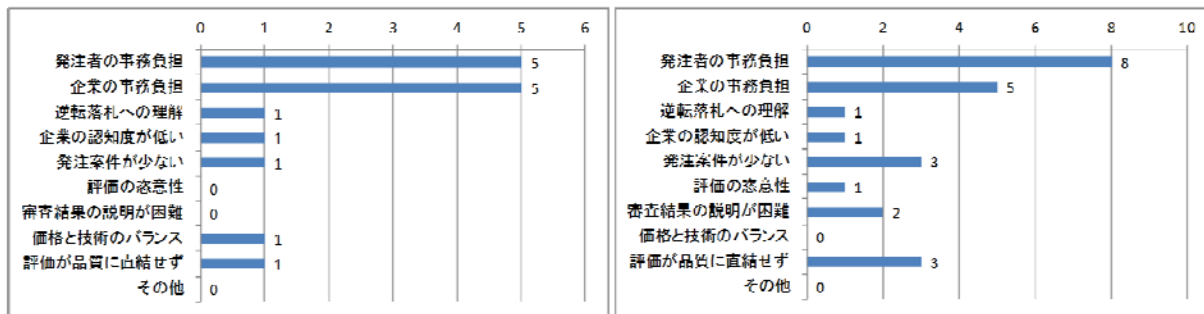
<指定都市>



<中核市>



< 県庁所在市 >



< 技術提案型 >	都道府県	指定都市	中核市	県庁所在市	全体
1 発注者の事務負担	38	16	12	5	71
2 企業の事務負担	37	13	5	5	60
3 逆転落札	4	2	2	1	9
4 認知度が低い	0	1	0	1	2
5 発注案件が少ない	5	2	4	1	12
6 評価の恣意性	0	1	4	0	5
7 審査・評価結果の説明が困難	7	2	2	0	11
8 価格と技術のバランス	9	4	2	1	16
9 評価項目に技術・品質に直結しない	2	0	1	1	4
10 その他	2	2	0	0	4

< 簡易型 >	都道府県	指定都市	中核市	県庁所在市	全体
1 発注者の事務負担	43	17	25	8	93
2 企業の事務負担	37	11	15	5	68
3 逆転落札	3	2	3	1	9
4 認知度が低い	1	1	4	1	7
5 発注案件が少ない	0	1	7	3	11
6 評価の恣意性	2	0	3	1	6
7 審査・評価結果の説明が困難	7	1	3	2	13
8 価格と技術のバランス	11	2	4	0	17
9 評価項目に技術・品質に直結しない	7	4	5	3	19
10 その他	2	3	2	0	7

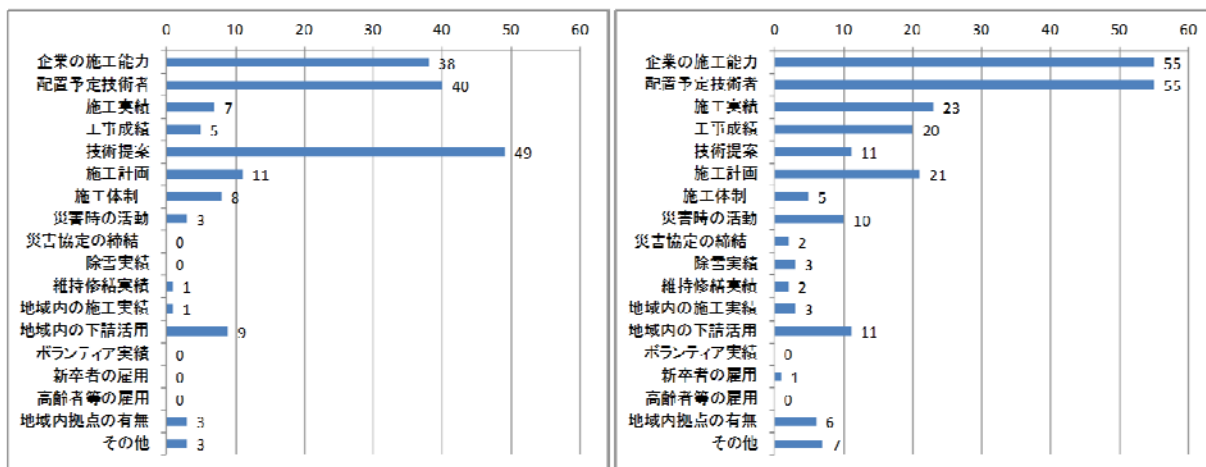
6. 総合評価の評価項目

価格以外の評価項目について、「今後より重視すべきであると思われる項目」と「評価項目として相応しくないと思われる項目」に該当するものを調査した。

(1) 重視すべき項目

重視すべき項目としては、技術提案型では「当該工事の技術提案」、「配置予定技術者の能力」、「企業の施工能力」が多数を占め、簡易型では「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」が多数を占めた。

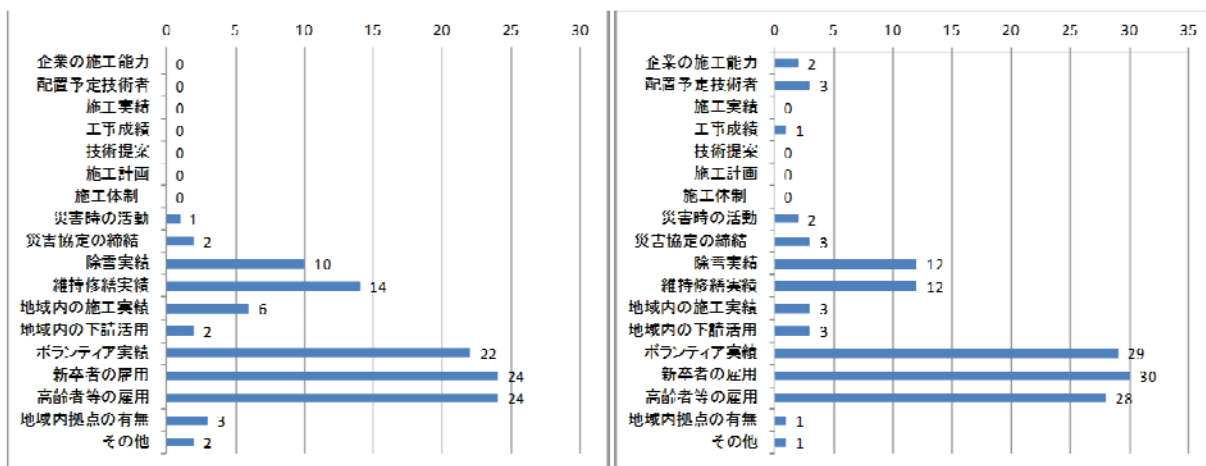
図表 総合評価の項目として重視すべき項目（左：技術提案型、右：簡易型）



(2) 相応しくない項目

また、相応しくない項目としては技術提案型、簡易型ともに、「新卒者の雇用」、「高齢者・障がい者の雇用」、「ボランティア活動実績」が多数を占めた。

図表 総合評価の項目として相応しくない項目（左：技術提案型、右：簡易型）



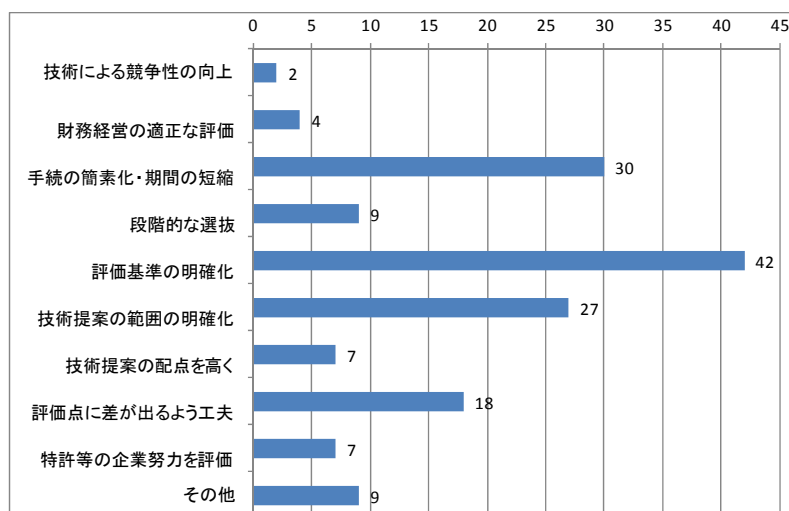
図表 総合評価の項目として重視すべき項目と相応しくない項目

	重視すべき項目		相応しくない項目	
	技術提案型	簡易型	技術提案型	簡易型
1企業の施工能力	38	55	0	2
2技術者	40	55	0	3
3施工実績	7	23	0	0
4工事成績	5	20	0	1
5技術提案	49	11	0	0
6施工計画	11	21	0	0
7施工体制	8	5	0	0
8災害時の活動	3	10	1	2
9災害協定	0	2	2	3
10除雪実績	0	3	10	12
11維持修繕実績	1	2	14	12
12地域内の施工実績	1	3	6	3
13地域内企業の下請活用	9	11	2	3
14ボランティア実績	0	0	22	29
15新卒の雇用	0	1	24	30
16高齢者・障害者の雇用	0	0	24	28
17地域内拠点の有無	3	6	3	1
18その他	3	7	2	1

7. 総合評価方式の改善点

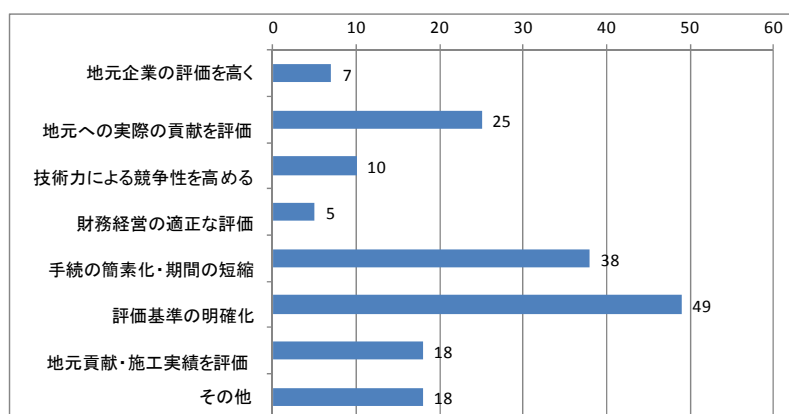
今後総合評価方式（技術提案型）の改善を検討すべき点を調査したところ、「技術提案の評価に対して発注者側の恣意性や評価者によるバラつきがないよう評価の基準を明確にする」が 42 団体と多数を占めたほか、「技術者が長期間拘束されないよう審査に係る手続を簡素化し期間を短くする」が 30 団体、「技術提案で認められる範囲を明確にする」が 27 団体とそれに続いている。

図表 総合評価方式の改善点（技術提案型）



また今後総合評価方式（簡易型）の改善を検討すべき点を調査したところ、簡易型については、技術提案型と同様に、「施工計画の評価に対して発注者側の恣意性や評価者によるバラつきがないよう評価の基準を明確にする」、「技術者が長期間拘束されないよう審査に係る手続を簡素化し、期間を短くする」が上位を占めたが、さらに「単に地元企業ということだけでなく地元への実際の貢献をより評価すべき」や「施工計画の工夫の余地が少ないため地元貢献や技術者の数、施工実績などの配点を高くする」が続いており、地元貢献それも単に地元企業ということだけでなく災害出動など実際に行った貢献に対して評価すべきと考えている。

図表 総合評価方式の改善点（簡易型）



8. 総合評価方式を拡大していくための方策

今後、総合評価方式を拡大していくために国が行うべきことについて調査したところ、以下のような回答があった。

<情報提供、啓発、研修、窓口設置>

- ・現在の制度の問題点や検討事項に関する情報提供
- ・各自治体の実施内容等を情報共有する仕組の構築、制度に関する相談窓口及びQ & Aサイトの設置
- ・総合評価方式を採用することによるメリットを過去の実績から提示
- ・国が総合評価を行った際に判明した課題、問題点などデメリットの情報も公開すべき
- ・総合評価方式のメリットについて幅広く周知・情報提供を実施し、企業や国民の理解を得ることが重要
- ・総合評価方式の事例研修
- ・より高度な技術提案を求められるよう発注者側の技術力を研鑽するための研修や情報提供等の実施

<モデル、マニュアルの提示、基準の明確化>

- ・総合評価落札方式の型や評価方法、入札の仕方の具体的提示
- ・技術提案型における評価の基準等のより詳細なマニュアルの整備
- ・自治体向けに総合評価を導入しやすいような評価基準などの例示やマニュアルを作成し公表する
- ・総合評価方式の評価項目、基準、業種別に応じた基準を明確化する
- ・分かりやすい評価基準の策定、普及

<事務量の軽減、手続きの簡素化>

- ・受注者、発注者ともに事務処理手続きの簡素化、審査等の事務量軽減
- ・事務手続きの煩雑化や長期化が実務上のネックとなっているため実務に即した制度の確立が必要
- ・落札者決定までに長期間を要することから手続き期間の短縮が必要

<学識経験者>

- ・学識経験者からの意見聴取の簡略化、学識経験者の就任協力の継続
- ・落札者決定基準を定めようとするときの学識経験者への意見聴取を不要とすること

<人的支援>

- ・専門委員など人材の確保に関する支援

<評価項目等の見直し>

- ・実績重視だと若手技術者が不利となるので緩和措置を検討してほしい
- ・「企業の施工実績等」において「社会資本整備・管理に直接的な関係のない項目は設定しない」旨を明確にしてほしい
- ・オーバースペックの定義があいまいで評価を行う際に苦慮するため、国において定義してもらいたい
- ・総合評価方式の加点項目について品確法の理念に基づく工事の品質向上が期待できる加算点の見直し
- ・加算方式の最適化（現在除算方式が主流であるが、技術力の高い業者が優先されやすくなるよう加算方式を国が推進することを希望する。その中で加算項目・加算点の割合を総合評価の目的を達するに最適なものに設定したモデルケースを提示してほしい）

<入札契約制度全般に関連する事項>

- ・総合評価方式は地方自治法施行令の規定から最低制限価格を設けることができないため、通常案件と比べ落札率が低下する傾向にあるので、総合評価方式に最低制限価格を適用することが可能となるよう制度改正

- ・受注者・発注者双方の事務量の増大、価格逆転による落札に対する住民への明確な説明が困難、高い技術力を持つ企業が参加する案件では技術提案に関する評価点に差が生じないなどの問題点もあることから、品確法の理念を踏まえた価格競争による新たな入札制度の構築
- ・地方自治法において総合評価の原則化、品確法において総合評価の明確化などの法整備
- ・災害対応や維持管理等地域の安全・安心を確保するため、総合評価方式だけでなく入札契約制度の抜本的な改革
- ・競争参加資格審査、競争参加資格要件、総合評価の各段階における企業評価の役割分担の検討
- ・工種区分、等級区分、発注方式のあり方及び組合せの検討
- ・会計法にもとづく公共調達の見直し
- ・総合評価落札方式に限定せず品確法に則した価格競争の検討を行うこと
- ・地方の実情に配慮した地元建設企業が健全に経営を続けることができる入札契約制度の調査・研究
- ・短期間での制度の見直しは避ける
- ・総合評価方式を採用した案件について補助金を交付する、あるいは国庫補助対象事業での100%実施と未実施の場合の補助金カット

9. 市町村への普及・拡大のための方策

総合評価方式を導入・拡大するに当たって、発注体制のせい弱な市町村へどのようにして普及・拡大していくかが課題となる。

そこで総合評価方式の市町村への普及・拡大のため国や都道府県が行うべきことについて調査したところ、以下のような回答があった。

<情報提供、研修>

- ・情報の提供、事例研修、国・県が実施する研修等への市町村職員の受入
- ・発注者協議会等を活用し他の自治体の取り組み状況等について情報提供
- ・総合評価方式の普及・拡大のため実施方法の説明や技術的指導を行うこと
- ・実務における相談対応等の継続的な支援
- ・発注関係事務に関する質問・相談窓口の設置
- ・市町村のニーズ（困っていること等）の把握及び情報共有（評価基準や運用の手引き等）の促進
- ・人事異動等による制度理解低下防止目的の啓発と意見聴取等の支援
- ・発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため講習会の開催や国等が実施する研修への職員の受入
- ・担当職員に対する制度等の周知、研修

- ・市町にあっては技術的な工夫の余地が大きい工事が少ないことに加え、総合評価の技術審査を行う職員の不足、零細な地元建設会社の負担増などの課題をかかえているので、国及び県はこれら課題に対応できるようにアドバイスなどのフォローが必要
- ・市町村向けの説明会の開催、未実施市町村への個別指導 ・ 県の外郭団体による総合評価方式の技術支援
- ・総合評価研究会等の開催（市町の実務担当者との連携強化・情報共有・市町職員研修会への講師として参画・出前講座）
- ・総合評価関係資料の送付、講習会・説明会への講師派遣や意見交換
- ・県で実施する研修・講習会への市町村職員の受入れ、総合評価ノウハウの提供（評価項目の助言、資料提供）

<動機づけ>

- ・国や県が率先して実施し総合評価方式のコンセプト（品質確保、下請へのしわ寄せ防止等）を市町村へも理解してもらう必要がある
- ・導入による具体的なメリットの教示
- ・総合評価方式を採用することによるメリットを過去の実績から提示する
- ・今まで以上に総合評価落札方式を行うメリットを具体的に説明する必要がある。（市町村はデメリットが大きい印象を持っている）
- ・総合評価による調達の特長を整理しわかりやすく説明する
- ・総合評価方式を採用した案件について補助金を交付
- ・総合評価を未導入の市町村に対する国・県の継続的な啓発及び支援が必要

<事務の簡素化、評価項目、マニュアルの作成>

- ・事務手続きの簡素化、マニュアルの作成
- ・市町村向けのより簡易な制度の確立及び評価基準の簡略化・明確化
- ・施工計画を求める場合など国、県が主導して評価基準を作成すべき
- ・評価項目について標準的な項目、オプションとして考えられる項目など示すべき
- ・地域により異なる評価項目もあり特色を出すことは必要な要素であるが、その地域で統一的な評価が得られるよう主導すべき
- ・分かりやすい評価基準の策定・普及
- ・発注形態に即した「総合評価方式導入の手引き書等」を都道府県も協力して作成してもらいたい
- ・小規模工事が多く業務人員が少ない市町村が取り組める制度の整備
- ・地域の実情に合った評価項目の例示
- ・モデル的な評価項目等の作成
- ・対象工事等の決定方法、詳細な事務マニュアル等を導入済みの国・県が作成して周知

<学識経験者、審査委員会>

- ・ 県に「総合評価方式による提案等審査機関」を創設し、県内の総合評価方式による技術提案及び企業の施工能力を一括で評価する。このことによって評価の恣意性やばらつきがなくなり市町村が当制度を導入運用する上での障害が少なくなる。また情報漏えいに関して市町村の総合評価方式担当者と業者との癒着疑惑等もなくなり、総合評価方式のイメージが向上する。なお県と市町村との事務負担のバランスについては、市町村職員の県への出向等により解消する
- ・ 審査会を共有する制度の創設
- ・ 学識経験者からの意見聴取の簡略化、学識経験者の派遣
- ・ 小規模自治体に対する学識経験者の意見聴取をするための委員会開催の支援業務を充実
- ・ 技術審査を行う委員会の設置、または委員の紹介、斡旋
- ・ 学識経験者への意見聴取に当たって国・県の組織の提供
- ・ 落札者決定基準に関する学識経験者への意見聴取、技術提案の評価に対する支援
- ・ 市町村の総合評価審査委員会の委員の斡旋又は県職員の委員への就任などの技術的支援
- ・ 市町村独自の第三者委員会を設けず、県の実施する第三者委員会の活用
- ・ 市町村の意見聴取に際し、学識者として県職員を活用
- ・ 学識経験者等の意見聴取の支援（県の総合評価関係委員会の活用、県幹部職員の学識経験者としての参画）

<人的支援、データ提供>

- ・ 規模の小さい市町村においては事務の増大への対応が困難なため、人的支援が必要
- ・ 総合評価ガイドライン、要綱等の策定支援、実施に必要なデータ（施工実績等）の提供、技術審査における学識経験者としての支援
- ・ 技術提案の評価に当たっての支援
- ・ 技術職員がいない（少ない）市町村への技術的助言
- ・ 人員確保に対する助成
- ・ 工事検査に関する相互臨場、CORINS を活用し工事成績 DB の構築
- ・ 工事成績、表彰実績等のデータの提供

<多様な方式の活用>

- ・ 市町村レベルもさまざまであり総合評価方式が適する市町村ばかりとは限らない。総合評価方式の拡大よりも条件付一般競争入札及びプロポーザル方式など、別の方法への選択も可能としてほしい
- ・ 総合評価落札方式の適用の有無を含め、各自治体の規模や入札の規模により一概に総合評価落札方式を拡大することがいいとは限らない

（担当：総括研究理事 森下憲樹 研究員：油谷晃広、高山盛光、水野裕也

Ⅱ. ベトナムの建設市場 — 現地出張報告 —

はじめに

この章では10月発表の「建設経済レポート No.61」に向けて当研究所が実施したベトナム現地調査を元に、建設市場の現状と展望及び現地の様子をご紹介します。

尚、主要プロジェクトの動向や今後の展開等についての詳細は同レポートをご参照下さい。

1. ベトナムの概要

図表1に示す通り、ベトナムの国土は南北に長く南シナ海に面し、3,000km強の海岸線を有している。北は首都のハノイ市、南は経済の中心地であるホーチミン市、中央部はダナン市を中心に発展している。国土面積は日本の約9割に相当する約33万km²である。人口は、8,784万人であり、その内90%をキン族（ベト族）が占めている。

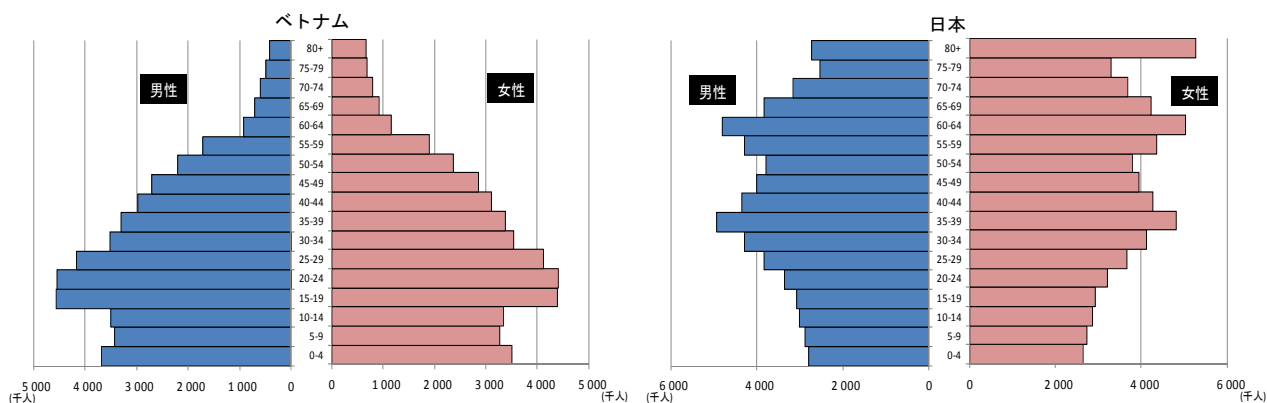
図表2のようにベトナムの人口ピラミッドは日本と比較すると、10～20代の年齢層が最も多く、中位年齢28.5歳と若くて優秀な労働者が今後も増え続けるものと予測され、所得と消費の向上を受け、大きな経済成長が期待されている。

気候は全体としては高温多雨、熱帯モンスーン気候で、宗教は仏教徒が国民の約8割を占めていると言われている。また、識字率が9割を超えており、まじめで向上心の高い国民性や宗教上の理由による生産性の高さ等、経済環境以外の国民性もベトナム進出が人気となっている一つの要因と言える。

図表1 ベトナム共和国地図



図表2 ベトナムと日本の人口ピラミッド（2010年）



(出典)「world population prospects2010」を元に作成

2. ベトナム人の生活水準

図表 3 の通り、2012 年の一人当たり GDP は 1,528 ドルであり、他の ASEAN 諸国と比べるとまだ低水準だが、2000 年以降毎年 7%台の GDP 成長率を記録しており、生活水準は今後格段に向上していく見通しである。また、2010 年末での自動車世帯普及率は、都市部で 3%、地方部で 0.5%となっている。モーターゼーションラインとされる一人当たり GDP 3,000 ドルに到達するのは 2020 年頃とされており、今後自動車の急速な普及が見込まれる。

一方、2010 年末での二輪車世帯普及率は、都市部で 123%、地方部で 84%にも達しており、都市鉄道などのインフラが未だ未整備で交通渋滞も激しいことから、現在もバイクが最も一般的な移動手段となっている。さらに、ホーチミン市における耐久消費財の普及率（2008 年）は冷蔵庫 79%、洗濯機 48%、パソコン 45%、エアコン 20%と低く、今後購買力旺盛な若者を中心として更なる普及が期待できる。

図表 3 各国の一人当たり GDP
(単位:USDドル)

	2012年
シンガポール	51,162
日本	46,736
香港	36,667
韓国	23,113
台湾	20,328
マレーシア	10,304
中国	6,076
タイ	5,678
インドネシア	3,592
フィリピン	2,614
ベトナム	1,528
インド	1,492

(出典) IMF 「World Economic Outlook Databases」

3. ハノイ（北部）、ホーチミン（南部）の現地の様子

一時、南北に国が分断していた影響が今も残るのか、実際に現地に行くとハノイに比べてホーチミンの活気が際立っているように感じられた。年間所得等の統計データでも南北の格差は歴然として存在しているが、ハノイでは大規模複合開発案件が進行している様子も見られ、また、アジア最大級の地下商業施設が 7 月にオープンする等、ホーチミン同様消費マーケットとしての潜在需要の大きさを感じた。

◇ハノイ

政府機能が集中し、各国の大使館が集まっている行政の中心都市である。高層ビルが乱立しているという様子ではないが、高さ 350m・72 階建ての超高層ビル「ランドマーク 72」がそびえ立ち、各所で韓国資本による大規模開発が進行している様子が見受けられた。また、本年 7 月に東南アジア最大規模の地下商業施設「ビンコム・メガモール」（後述）がオープンする等、商業面でも活況を呈している。

右の写真のように都市交通があまり整備されていないこともあり、バイクが主な交通手段となっている。バイクが逆走し、凄まじい交通状況の中を人々が平然と横断する光景が日常茶飯事であった。信号はほとんどなく、中心部では渋滞に巻き込まれる事もあったが、「渋滞が社会問題化している」との事前情報とは少し違い、意外とスムーズな交通状況が印象的であった。交通運輸省道路総局へのヒアリングでは「現在都市鉄道も計画されており、道路についても幅員が広めにとってあるので立体交差を作りやすく、渋滞は深刻化しないのではないか。」との話も聞かれた。

図表 4 交通状況



◇ビンコム・メガモールの賑わい

ビンコム・メガモールは、ベトナム随一の不動産デベロッパーであるビングループが開発し、7月にオープンした東南アジア最大規模の地下商業施設で、ハノイ市の西郊外に立地している。一帯は高層マンション群、オフィスビルとして複合開発しており、その地下に広大なモールが広がっている。モールは地下2階まであり、その下にさらに地下駐車場がある。前述のようにベトナムは未だバイク社会であり、車で来訪しているかは定かではなかったが、近い将来の車社会の到来を見越しての事なのかもしれない。

図表 5 エントランス



図表 6 エントランス広場

モールの上の地上部分は広場となっており、広場を扇のように抱え込むような形で高層マンションがそびえ立っている。ファサードはギリシャ神殿のような古典様式となっており、広場中央には西洋彫刻のレプリカが立ち並び、ベトナムにいるとは思えない程豪華な印象であった。



訪問当日は日曜日ということもあり、モール内は家族連れで大賑わいであり、特にアミューズメント施設のエリアは子供連れで混雑していた。内部は「飲食」、「ファッション」、「家電」等複数のゾーンに分けられ、合計 800 の店舗が立ち並び、ベトナム初となるアイススケートリンク、複合室内プール、シネマコンプレックス、ゲームセンター、「Kizcity」というキッズニア的コンセプトの子供向け職業体験施設など目玉施設が盛り沢山であった。

これらの入場料は 15 万ドン～20 万ドン(1円=210ドンなので 1,000 円弱)とベトナム労働者の平均賃金が基本給で月給 1 万 5 千円、手当込みで 2 万円程度とされていることから、決して安くはない。

また、モール内には欧米の一流ブランドの店がずらりと並んでいるが、そこで買い物をしている客はほぼ皆無であり、買い物袋をぶら下げている客さえもほとんど見かけなかった。客層も庶民的な服装で、ブランド品を身につけている様子は見られず、モール中は冷房も効いているため休日の良いレジャーと化している様子であり、客層とショッピングモールのグレードにはまだギャップがあるように感じられた。唯一客で満席なのは、アミューズメント施設の出口付近に連なるファミリー向け飲食店であり、中でも 1 万ドン (50 円弱) で買えるアイスクリームは飛ぶように売れていた。

尚、モール内は韓国資本と思われる店舗が非常に多く、K-MART ではハングル表示の韓国製菓子が売られ、高麗ニンジンがディスプレイされた健康サプリの店舗もあった。

図表 7 Kizcity



図表 8 ファミリー向け飲食店



図表 9 韓国系店舗



◇ホーチミン

旺盛な消費需要を誇る商業都市である。ホーチミン市の小売部門売上高（2010年）は約190億ドルであり、ハノイ（110億ドル）の約1.7倍のマーケット規模を誇る。

高さ262m・68階建ての「Bitexco Financial Tower」を始めとする高層ビル、大型商業施設、ブランドショップが立ち並ぶ一方、路地には市民向けの質素な住居が存在しており、新旧が混在した活気に満ち溢れた街であった。

交通状況はハノイ同様、バイクで非常に混雑していた。一方、ホーチミン南郊外のフーミーフン地区では大規模なニュータウン建設が進んでおり、広幅員の街路も整備されるなど、旧市街とは対照的であった。

図表 10 サイゴン川から見た市内ビル



◇南北共通の特徴 —活況な外食産業—

ベトナムは人口の大半を若者が占める国であり、その若年層をターゲットとした外食産業が成長を見せている。街を歩いていると、米系のKFC（ケンタッキー）、韓国ロッテリア、サブウェイを始めとする外資系店舗が多数あり、2013年2月にはホーチミンにスターバックスコーヒーが初出店を果たし、現在2号店も出店している。一方、外資系企業に対抗するようにコーヒーチェーン最大手の「チュングエンコーヒー」、有名フォーチェーンの「フォー24」等、現地資本の企業もチェーン展開しており、外食産業がますます発展していくように感じた。

図表 11 スタバ2号店



また、一般市民の日本食認知度が高まってきたためか、ショッピングモール内ではベトナム人オーナーによる日本食店が多く見られた。「SUMO BBQ」、「SUSHIBAR」等、日本的なネーミングの店舗が多く、値段は15万ドン～30万ドン（1,000円～1,500円）と高く、富裕層向けと思われる。

図表 12 日本食レストラン



4. 民間投資の動向

民間投資については、北部で携帯電話産業の集積が進んでいる。韓国のサムスン電子は2010年から北部バクニン省でスマートフォンの生産を開始しており、世界各国に製品を輸出している。また、多くのサプライヤーが既に工場近郊に進出済みであり、今後更なるサプライヤーの集積も考えられる。さらに、フィンランドのノキアも同じくバクニン省にて携帯電話工場を完成させており、2013年6月に初出荷を行っている。

我が国企業について2012年はベカメックス東急による南部ビンズン省での約1,000億円規模の都市開発に加え、加工・製造業で大型投資案件が見られ、ブリヂストンが乗用車用ラジアルタイヤの製造を目的とした新工場を北部ハイフォン市に設置（総投資額：約5.7億ドル）を予定している。また、LIXILはベトナム現地法人を設立し、サッシ、ドア、窓等の製造を目的としてドンナイ省のロンドゥック工業団地内に工場建設（総投資額：約4.4億ドル）を進めている。さらに小売・流通業ではイオンがホーチミンでの1号店に続き、2号店（総投資額：約1億ドル）の投資ライセンスを南部ビンズン省で取得し、ショッピングセンターを2014年に開業予定である。このように1億ドルを超える大型案件も多数出てきており、我が国企業の活発な進出が見られる。

しかしながら、現地に出張して実感したのは韓国資本の企業の存在感の大きさである。

超高層オフィスビル、高層マンション開発等の都市開発はキョンナム、ロッテ、現代グループ等が積極的に行っており、ハノイ、ホーチミンの優良不動産を取得し大型建設工事を数多く施工しており、市場を席卷している様子であった。ハノイ「ランドマーク 72」はキョンナム建設が開発・建設・運営を行っているプロジェクトであり、ホーチミンの「Bitexco Financial Tower」は現代建設が地元デベロッパーから建設を請負ったものである。

また、家電についても先述のビンコム・メガモール内の家電量販店では、LGの白物家電が中心部を占拠しており、液晶TVではSamsungが大きなスペースを占めていた。

このように韓国資本の企業はベトナムをASEANにおける成長軸と捉え、戦略的に進出・投資攻勢をかけている。

図表 13 ハノイ市内の複合開発



5. おわりに

ハノイ市やホーチミン市を中心に大規模なインフラ整備を進めているベトナムであるが、現地ヒアリングでは、任意交渉がベースとなるため土地収用が遅れ、追加支払い要求時に政府との交渉が難航する点、契約そのものが片務的である点を指摘する声も聞かれ、課題が多いのも事実である。

しかしながら、ASEAN 諸国の中でも豊富な労働力を有するベトナムは今後もチャイナプラスワンの考え方の元、輸出加工型企業の集積が今まで以上に進むと共に、国内市場の潜在力が大きく、今後中間層が成長していけば内需向け投資の拡大が見込まれる。

また、都市化に伴う建設需要の増大も顕著になってきており、オフィス需要や面開発需要を取り込んでいく必要がある。そのためには韓国資本に立ち遅れることなく、積極的に投資チャンスを活かしていく姿勢が我が国企業に求められる。実際、イオンや東京急行電鉄のように果敢に進出を図っている我が国企業も現れてきており、我が国建設企業が貢献できるチャンスは広がってきている。

今後のベトナムにおける我が国建設企業の益々の活躍に期待したい。

(担当研究員 浦辺 隆弘)

Ⅲ. 建設関連産業の動向 — 鉄筋工事業 —

今月の建設関連産業の動向は、鉄筋工事業に関する業者数や受注等の動向についてレポートします。

1. 鉄筋工事業の定義と特徴

鉄筋工事業は建設業許可 28 業種の 1 つであり、「建設業法第 2 条第 1 項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」¹において「棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事」と定義されている。また、「建設業許可事務ガイドラインについて」によると、具体例として、鉄筋加工組立工事およびガス圧接工事が挙げられている。

鉄筋工事は、切断、折り曲げ等鉄筋の加工を行った上、所定の位置に正しく配筋し、コンクリートの打込み完了まで堅固に保持する。また、鉄筋は運搬できる長さに切断されているため、柱や梁の中で端から端までつながった長い鉄筋が必要な場合、鉄筋をつなぎ合わせる継ぎ手作業を行う。

鉄筋は、コンクリートと一体となって安全な構造体を作る骨格であることから、鉄筋工事は躯体品質を確保する上で重要な役割を担う。また、鉄筋工事の場合、コンクリート打設後は修正ができないため、施工担当者は十分な配慮が必要となる。²

2. 許可業者数の動向

2013 年 3 月末時点における建設業許可業者数 469,900 業者のうち、鉄筋工事業の許可業者数は 14,784 業者と、全許可業者数の約 3.1%となっている。このうち特定建設業許可業者が 3,889 業者、一般建設業許可業者が 10,895 業者となっている。

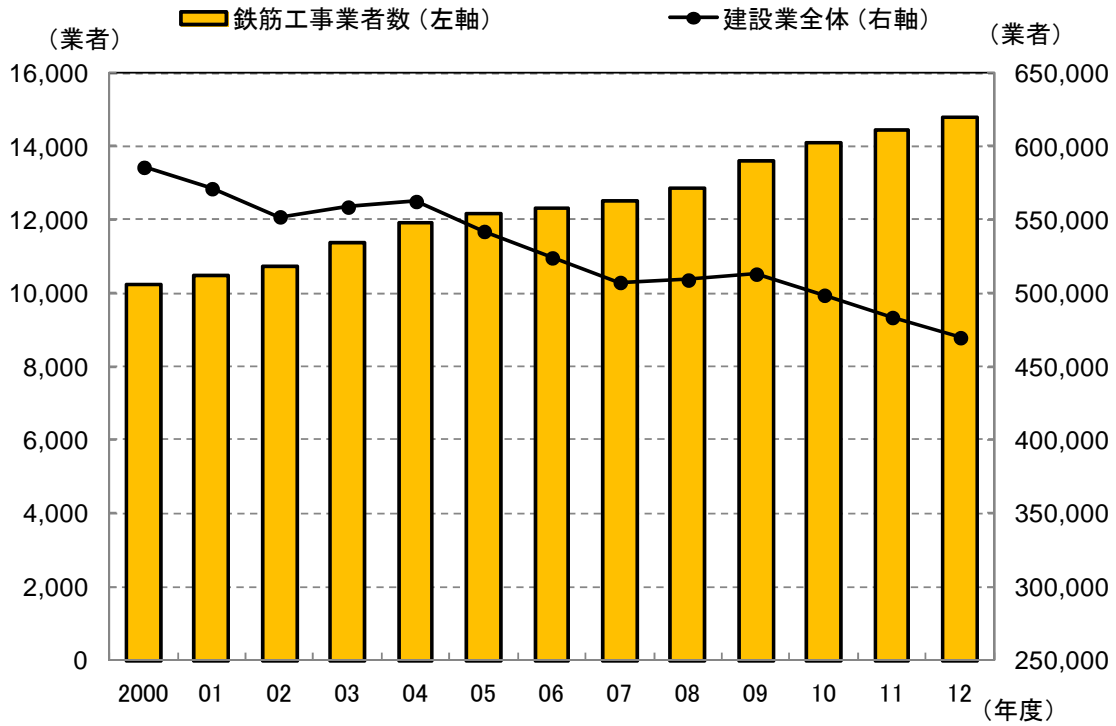
図表 1 は 2000 年度から 2012 年度の鉄筋工事業の建設業許可を取得している業者数の推移を示したものである。建設業の許可業者全体が減少傾向にある中で鉄筋工事業者は緩やかながら一貫して増加傾向にある。

また、図表 2 は、鉄筋工事業の許可業者数を資本金階層別に分類したものである。これによると、資本金が 2,000 万円以上 5,000 万円未満の企業が最も多く 26.3%を、また個人～資本金 1,000 万円未満の業者が 44.0%を占めており、中小企業の占める割合が高いことを示している。ただ、中小企業の占める割合が高いのは建設業全般に言えることであり、鉄筋工事業においては資本金 5,000 万円以上の企業が 10%を超えていることから、他業種と比較すると、相対的には大規模企業が多いとも言える。

¹ 昭和 47 年 3 月 8 日建設省告示第 350 号、最終改正昭和 60 年 10 月 14 日建設省告示第 1368 号

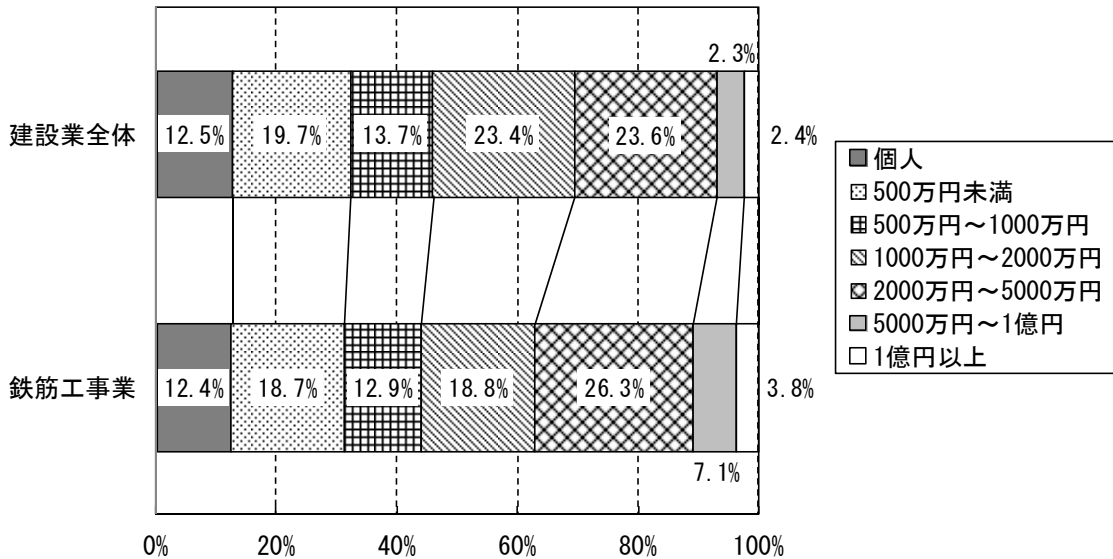
² 内田祥哉・深尾精一監修「図解建築工事の進め方 鉄筋コンクリート造」(市ヶ谷出版社) p68～

図表1 鉄筋工事業許可業者数と建設業許可業者数の推移



(出典) 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 「建設業許可業者数調査の結果について」
 (注) 各年とも年度末時点の数値。

図表2 鉄筋工事業の許可業者数比率 (2012年度末時点、資本金階層別)



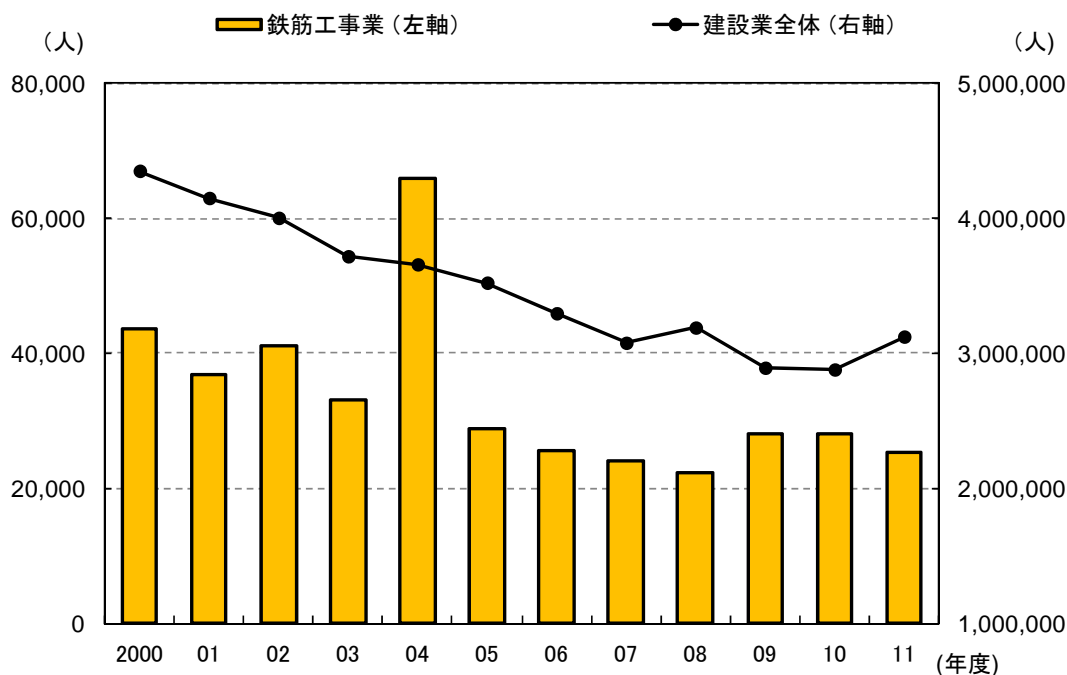
(出典) 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 「建設業許可業者数調査の結果について」

3. 就業者数の動向

図表3は、2000年度から2011年度の鉄筋工事業の就業者数の推移を示したものである。2000年度から2008年度にかけて増減を繰り返しながら減少してきた鉄筋工事業の就業者数は、2009年度以降は25,000人超の水準で推移している。2000年度と2011年度を比較すると、2000年度末に43,665人であった就業者数は、2011年度末には25,233人と、42.2%も減少している。同期間の建設業全体の就業者数は28.2%の減少であることから、鉄筋工事業の就業者数の減少割合が深刻なものであることが分かる。

なお、就業者数の推移は業種間のばらつきが大きく、同時期の就業者減少率は、総合工事業（8業種計）が△39.2%と最も大きく、次いで職種別工事業（16業種計）で△22.9%、設備工事業（8業種計）で△3.3%となっている。

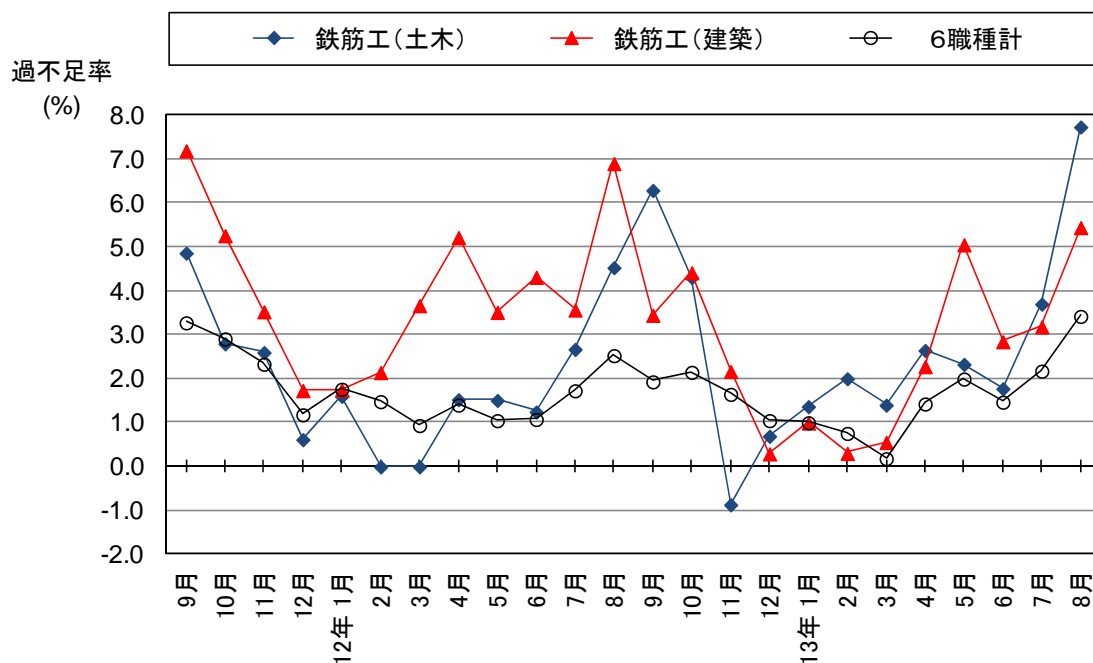
図表3 鉄筋工事業の就業者数の推移



(出典) 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設統計室「建設工事施工統計調査報告」

次に、鉄筋工の過不足について見てみる。図表4は、直近2年間（2011年9月 - 2013年8月）における鉄筋工の過不足率の推移を示したものである。震災の復旧・復興需要および民間建設投資の回復等により建設技能労働者全般に不足感がある中、鉄筋工の不足は概ね6職種計の不足率を上回って推移している。鉄筋工は主に躯体工事の段階において必要とされることが多いが、躯体工事の最盛期（一般的に夏季と考えられる）に不足感が高まり、その後冬季にかけて工事量が減少し、鉄筋工の不足感も改善されていくというサイクルが見られる。今後、更に復旧・復興需要が高まるとともに、民間建設投資が活発化することが予想されており、鉄筋工の不足感が更に高まる懸念がある。

図表 4 鉄筋工 過不足率の推移

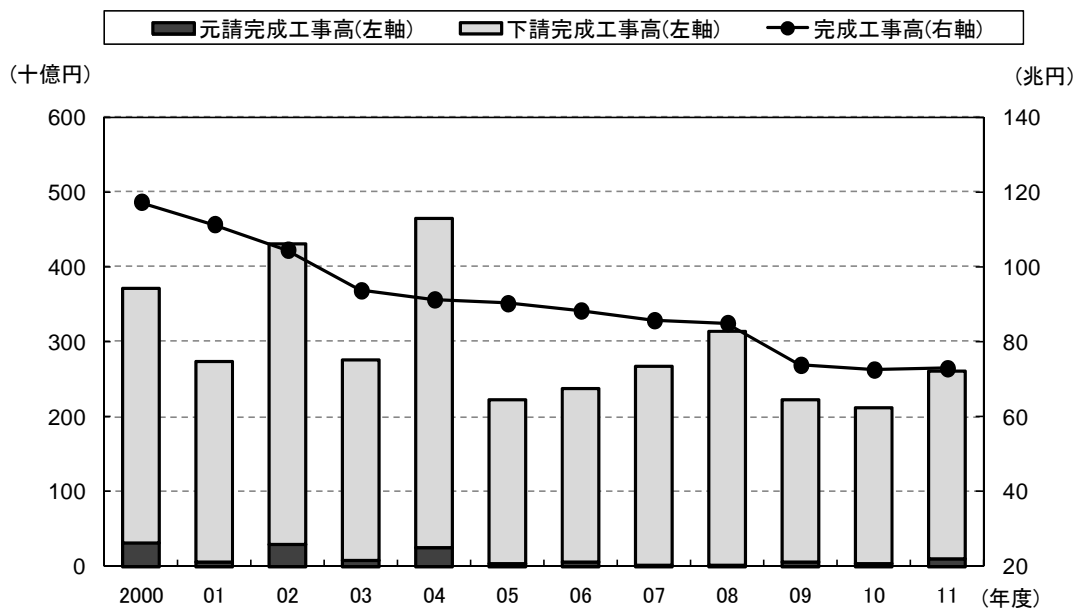


(注) 不足率 = $\frac{\{ \text{確保しなかったが出来なかった労働者数} - \text{確保したが過剰となった労働者数} \}}{\{ \text{確保している労働者数} + \text{確保しなかったが出来なかった労働者数} \}} \times 100$
 6職種とは、鉄筋工(土木)、鉄筋工(建築)、型枠工(土木)、型枠工(建築)、左官、とび工を指す。
 (出典) 国土交通省「建設労働需給調査結果」

4. 完成工事高の推移

図表 5 は、2000 年度から 2011 年度の、鉄筋工事業の完成工事高を元請・下請別に示したものである。完成工事高全体が減少傾向にあるのに対し、鉄筋工事の完成工事高は 2000 年度から 2004 年度にかけて増減を繰り返し、2005 年度に大きく減少したものの、その後 2008 年度まで増加傾向を示すなど、その増減傾向は建設投資の動向と完全に一致しているわけではない。オフィスビルやマンション、つまり民間非住宅建築投資や民間住宅投資は緩やかな回復基調にあり、鉄筋工事業の完成工事高も回復が継続することが期待される。

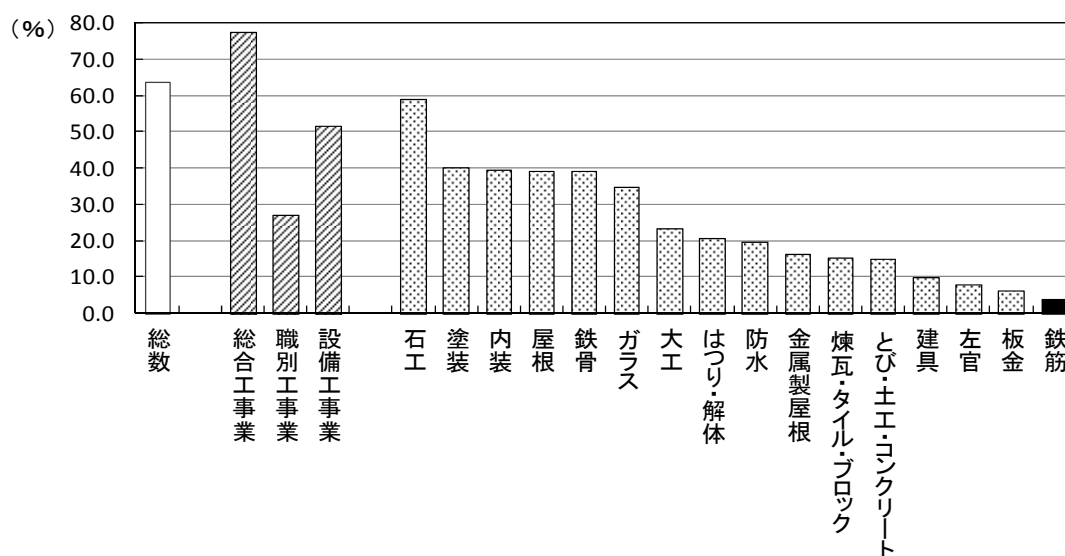
図表 5 鉄筋工事業の完成工事高の推移（元請・下請別）



(出典) 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設統計室「建設工事施工統計調査報告」

図表 6 は、2011 年度の完成工事高に占める元請比率を、業種別に示したものである。鉄筋工事業に特徴的な点として、他業種に比べて元請比率が低いことが挙げられる。総合工事業や設備工事業に比べて元請比率が低いことはともかく、職別工事業の中でも元請比率が最も低くなっている。鉄筋工事の性格上、鉄筋コンクリート構造物の建設における一過程として位置づけられているものと考えられる。

図表 6 完成工事高に占める元請比率（業種別・2011 年度）



(出典) 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設統計室「建設工事施工統計調査報告」

5. おわりに

長らく減少傾向が続いてきた我が国の建設投資は、東日本大震災発生後の復旧・復興需要や民間建設投資の持ち直しにより、回復基調にある。そのため、主要工種の一つである鉄筋工事の完成工事高も徐々に増加していくことが期待される。このように国内建設市場が上向きになりつつある一方で、鉄筋工事業は RC 構造物等の建設の 1 プロセスを主に担うという作業の特性上、元請としてではなく下請として工事を請け負うことが非常に多いため、元請業者の工事採算の悪化に伴い低単価での受注を余儀なくされることもあるようである。また、炎天下での作業も多く、鉄筋を組む作業はどうしても自動化が難しくきつい仕事というイメージが先行し、若年労働者が積極的に入ってくるためにはそのイメージを払しょくすることも必要と考えられる。また、折角入職しても定着が悪く、技能労働者の高齢化がますます進んでいくことも懸念される。

鉄筋工事業は専門的技量が要求される代表職種の一つであり、すぐに一人前になれるというものではなく育成にそれ相応の時間と費用をかけてじっくり取り組む必要があるため、就業者が減少したからといってすぐにそのギャップを補てんできるようなものではない。今後は短期的な視点のみではなく長期的な視点から、若年層を確実に確保し、彼らをじっくり時間をかけて養成することが不可欠であると考えられる。

鉄筋工事はオフィスビルやマンションをはじめとして、ランドマークとなる建造物には必要不可欠な工種である。公益社団法人全国鉄筋工事業協会をはじめとして各県の鉄筋業協同組合による積極的な広報活動により、物作りのダイナミックさを直に感じられる鉄筋工事という仕事をアピールしているが、現状、すでに技能労働者の不足感は強くなってきている。上記のような協会や組合のみならず、元請たる建設企業各社も含め業界が一丸となって、生産性を上げる施工技術の開発や待遇の改善、イメージアップを図っていく必要がある。

(担当：研究員 加藤 祥彦)

編集後記

(一財)建設経済研究所からのお知らせです。

「建設経済レポート(日本経済と公共投資)」は、当研究所発表資料の中心的存在であり、内外の経済動向を踏まえ、公共投資や建設産業のあり方について政策提言を行うべく、年2回発表しております。

この度、最新号「建設経済レポート№61」についての報告会を、下記の内容にて開催致しました。詳細は以下ウェブサイトに掲載されておりますので、是非ご覧ください。

http://www.rice.or.jp/regular_report/construction_economic_report.html

記

報告内容：建設経済レポート№61

「回復する建設投資と建設産業の動向及び課題」

○建設投資と社会資本整備

- ・国内建設投資の動向
- ・地域別の社会資本整備動向 ～中部ブロック～
- ・インフラの維持管理

○建設産業の現状と課題

- ・建設業就業者の需給ギャップの地域別推計
- ・建設企業の事業展開 ～再生可能エネルギー分野～
- ・建設産業の生産性改善に向けた ICT の取り組み
- ・建設企業の経営分析

○入札契約制度

- ・入札契約制度の変遷と課題(Ⅲ) ～CM方式について～

○海外の建設業

- ・ベトナム建設市場の現状と展望
- ・建設業の海外展開(現状とPPPへの取り組み)
- ・海外の建設市場の動向

以上

(担当：研究員 吉岡 幸一郎)